

○財務省告示第三百三十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十二年九月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年十月七日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十

三回）

二 発行の根拠 法律及びその
の法律及びその
別会計に関する法律（平成十九

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競
争入札」と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特定参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者

